

仕 様 書

1 業務名

新規捕獲隊員確保支援のための狩猟体験等業務

2 目的

新規捕獲隊員確保支援のための狩猟体験等業務について、狩猟体験等を通じて鳥獣害について広く一般に理解を深めてもらい、新規捕獲隊員の確保をするとともに、ジビエをPRし、より一層の普及を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務概要

本業務に関するイベントを効果的に実施するため、次項に定める必須業務に加えて多種・多様な手法、媒体等を用いて参加を促すこと。また、受託者が提案した内容について、関係機関との調整が必要な場合は、受託者が主体的に調整し、業務の遂行に当たるものとする。

5 業務内容

- (1) 狩猟体験について、現役の狩猟者（猟師）が行う狩猟に同行し、猟場での狩猟体験を行うもの。参加人数想定は体験1回につき3人から5人程度とし、体験回数は2回以上実施するものとする。
- (2) イベント実施に当たり、主催者賠償責任保険（またはイベント保険）に加入し、賠償責任補償額は1人につき、1億円、1事故につき1億円以上であること。
- (3) 情報を発信している媒体への掲載のほか、創意工夫をもった情報発信を実施すること。
- (4) 委託者及び受託者は、本業務の解釈、履行その他軽微な変更に際して、信義誠実の原則に従い、十分に協議の上、円滑な業務推進に努めるものとする。
- (5) 狩猟体験については、参加料を徴収することができるものとし、その目安は、5,000円程度とする。

6 成果品等

(1) 報告書等の提出

業務の実施を完了したときは、速やかに報告書及び業務の成果物を市に提出

すること。

(2) 成果物

下記業務について、紙及び電子媒体に記帳（記録）して納品すること。

ア 狩猟体験実施に係る成果一式（写真等により履行状況が確認できるもの、
当日資料等）

イ 本業務実施に係る成果一式（写真等により履行状況が確認できるもの、
当日資料等）

(3) 納品場所

報告書等の納品場所は、下関市役所農業振興課有害鳥獣対策室とする。

7 留意事項

(1) 関係機関との調整や必要な手続き等を行うこと。

(2) 開催場所及び開催日時等は、市と協議の上、決定すること